

繰越明許費及び債務負担行為補正について（議案第33号資料）

第 2 表 繰越明許費

○ 戸籍住民基本台帳事務（2 款 総務費 3 項 戸籍住民基本台帳費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
（委託料） 75,180 千円	0 千円	75,180 千円	18,024 千円

理由

戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることに伴う、戸籍システム等の改修が、年度内に完了しないため繰越しを行うものである。

○ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（3 款 民生費 1 項 社会福祉費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
1,754,544 千円	175,583 千円	1,930,127 千円	509,142 千円
< 繰越科目の内訳 >			
（需用費） 300 千円	0 千円	300 千円	100 千円
（役務費） 12,577 千円	△1,000 千円	11,577 千円	2,345 千円
（委託料） 119,267 千円	△24,587 千円	94,680 千円	40,597 千円
（工事請負費） 2,400 千円	0 千円	2,400 千円	1,100 千円
（補助金） 1,620,000 千円	201,170 千円	1,821,170 千円	465,000 千円

理由

住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業について、7 万円給付並びに今回の補正予算で追加する令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯に対する給付金事業が、年度内に完了しないため、繰越しを行うものである。

○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業（4 款 衛生費 1 項 保健衛生費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
（委託料） 829,520 千円	△455,976 千円	373,544 千円	3,091 千円

理由

新型コロナウイルスワクチン市外接種 3 月分の接種費用等について、東京都国民健康保険団体連合会からの請求に基づく支払処理が年度内に完了しないため、繰越しを行うものである。

（裏面あり）

○ 都市計画道路 3・4・2 号線事業（8 款 土木費 3 項 都市計画費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
691,360千円	△175,000千円	516,360千円	35,011千円
<繰越科目の内訳>			
（委託料） 12,730千円	0千円	12,730千円	830千円
（土地購入費） 678,630千円	△175,000千円	503,630千円	34,181千円

理由

都市計画道路 3・4・2 号線事業の土地購入において、地権者の移転要望（再建計画）に伴い早期の契約が必要となったが、土壤汚染調査を本年度内に完了することができないこと及び本年度に契約した取得用地について、移転工事が年度内に完了しないことにより、繰越しを行うものである。

第 3 表 債務負担行為補正（廃止）

事 項	期 間	限 度 額
消防団第 2 分団仮施設賃貸借	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	59,588千円

理由

令和 7 年度までの期間で予定していたリース契約に先立って、リースとなる仮詰所の工事が発生するため上記のとおり債務負担行為を設定していたが、事業手法を見直したことに伴い、当該債務負担行為を廃止するものである。

担当課 財務部財政課